

答申第 289 号

平成 18 年 2 月 1 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 16 年 7 月 8 日付けで諮問された教育委員会と教職員組合との間で交わされた覚書文書等不存在の件(諮問第 290 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、神奈川県立高等学校教員人事異動要綱、同要綱の運用等に関して、昭和62年度頃に神奈川県教育委員会と神奈川県高等学校教職員組合との間に交わされた「覚書」文書等一切（人事異動要綱制定の目的・趣旨などが明記されているものを含む。）は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例第9条の規定に基づき、平成16年5月29日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、神奈川県立高等学校教員人事異動要綱（以下「本件異動要綱」という。）同要綱の運用（以下「本件運用」という。）等に関して、昭和62年度頃に教育委員会と神奈川県高等学校教職員組合（以下「教職員組合」という。）との間に交わされた「覚書」文書等一切（人事異動要綱制定の目的・趣旨などが明記されているものを含む。）（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- (2) これに対し、教育委員会は、平成16年6月15日付けで、本件行政文書は作成していないため存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、平成16年6月17日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 最近の教職員課ファイル基準表（以下「本件基準表」という。）によれば、教職員組合に係る「覚書」の保存期間は、当該年度を除いて30年間であるので、本件行政文書の保存期間は、当該年度を除いて30年間である。また、本件基準表において、所属所名は、教職員課調査・免許班と明示されている。

- (2) 教職員課事務室内において、教職員課職員の紛失、何らかの過誤等によって、本件行政文書が存在しないとすれば、それは、教職員課規約である本件基準表の遵守さえ、教職員課長自身ができないという、その人の資質、能力及び責任を問われる問題である。
- (3) 教職員課職員の紛失、過誤等によって、本件行政文書が存在しないと仮定するならば、一方の当事者である教職員組合が、本件行政文書の副本を当然保管しているので、教職員課は、教職員課長自身又は教職員課課長代理（給与・団体担当）を通じて、本件行政文書の存在を再確認し、復元又は復刻する責任がある。
- (4) 教育委員会では、昭和62年度に、人事異動（転任）について、適材適所、公平、平等、明朗等を目的として、本件異動要綱、本件運用等に関する確認事項を定めているのであるから、本件行政文書は、教職員課内部に必ず保管されているものと判断する。

4 実施機関（教育局教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

- (1) 昭和62年度に定めた本件異動要綱、本件運用等に関して、教育委員会と教職員組合との間で、「覚書」という名称の文書は作成していないが、別に「確認事項」という名称の文書を作成しており、同文書は既に不服申立人に公開済みである。
- (2) 本件行政文書に該当するものとしては、「確認事項」という名称の文書以外の文書は存在せず、「確認事項」という名称の文書は既に不服申立人に公開していることから、同文書は本件公開請求の対象外と判断し、本件処分を行った。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取し

た。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書の存否について

実施機関は、昭和62年度に定めた本件異動要綱、本件運用等に関して、教育委員会と教職員組合との間で、「覚書」という名称の文書は作成していないが、別に「確認事項」という名称の文書を作成しており、同文書は既に不服申立人に公開済みであると説明している。

当審査会で、「確認事項」という名称の文書を確認したところ、教育委員会と教職員組合との間で、教員の人事異動については、昭和62年度に定めた本件異動要綱、本件運用等を適用し、教員は異動内示に従うこと、希望地域・通勤時間等で本人の意向と異なる場合は、あらかじめ意向打診を行うこと等を確認した文書であることが認められる。

「確認事項」という名称の文書と同内容の文書を他に作成することは通常考え難いことや、他の文書が存在するとの事情が認められないことから、本件行政文書としては、「確認事項」という名称の文書以外に文書は存在しないものと認められる。

なお、「確認事項」という名称の文書は不服申立人に対して既に公開されていることから、実施機関が、同文書を本件公開請求の対象外と判断して、本件処分を行ったことは、不合理であるとはいえない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 16 年 7 月 12 日	諮問書を受理
7 月 16 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
8 月 18 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
8 月 23 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
8 月 30 日	不服申立人から、非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 17 年 10 月 11 日 (第 49 回部会)	審議
11 月 2 日 (第 50 回部会)	審議
11 月 16 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
12 月 26 日 (第 51 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	部 会 員
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻弘光	東海大学教授	部 会 員
千葉準一	首都大学東京教授	
堀部政男	中央大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成18年2月1日現在)(五十音順)